**産業財産権の実施許諾に係る声明書**

一般社団法人 ロボットフレンドリー施設推進機構

理事長 殿

提出年月日： 年 月 日

提出者：（会社、所属、氏名、印）

貴会の標準化案件に係る産業財産権（産業財産権とは特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいい、出願中のものを含む。以下同じ。）について、「一般社団法人 ロボットフレンドリー施設推進機構 産業財産権の取扱いについての基本指針及び運用細則」に基づき、下記のとおり声明書を提出します。

記

1．該当するRFA標準等の番号および名称（原案を含む。）および必須クレーム

2．産業財産権の出願人および権利所有者の氏名または名称

3．RFA標準等の内容の全部または一部を実施するうえで、上記の権利所有者が所有する、必須の産業財産権について、実施の権利を許諾するにあたっての条件

（注1）必須の産業財産権とは、当該RFA標準等の内容の全部又は一部を日本国内及び外国において実施する際に当該産業財産権を侵害することが技術的に回避できないと、当該権利所有者が信じる産業財産権をいう。なお、「必須の知的財産権」には、半導体製造技術や、通信技術など、当該技術の実現に必須であるが、RFA標準等の原案に記載がない技術を含まないものとする。また、「必須クレーム」とは、「必須の知的財産権」のうち、RFA標準等の原案の内容の全部又は一部を日本国内及び外国において実施する際に技術的に回避できない特定の請求項のことをいうものとする。

（注2）下記(1)、(2)又は(3)のいずれか一つを選択し、文頭の□をチェックすること。声明書を再提出する場合、(1)から(2)または(3)、もしくは(2)から(3)への変更は認められない。

（注3）産業財産権の一部（例えば、請求項）を特定することにより、当該一部と他の一部で、実施の権利を許諾する条件について異なる選択をする場合、許諾する条件ごとに複数の声明書を提出しなければならない。

□(1) 当該RFA標準等を実施する者に対し、当該RFA標準等を実施する範囲において、公平かつ合理的で非差別的な条件の下に、無償で当該産業財産権の実施を許諾する。

□(2) 当該RFA標準等を実施する者に対し、当該RFA標準等を実施する範囲において、公平かつ合理的で非差別的な条件の下に、当該産業財産権に基づく、必須クレームの実施を許諾する。

（注4）ただし、当該RFA標準等の内容の全部又は一部を実施する上で必須の産業財産権を所有し当該RFA標準等を実施する他の者が、権利所有者に対して、RFA標準等の全部または一部の実施を主張し、何らかの請求を行った場合は、当該権利所有者は当該他の者を本項の(1)又は(2)の対象から除外することができる。

□(3) 上記の(1)、(2) のいずれをも選択しない。

4 対象となる産業財産権

4.1 上記第3項で(1)または(2)の条件を選択した場合

対象となる産業財産権は以下のとおりです。

（注5）下表に記載がない場合、声明書提出時点での、上記第2項の権利所有者が所有する、当該RFA標準等の内容の全部又は一部を実施するうえで必須の産業財産権はすべて、上記第3項で選択した条件における実施許諾の対象として含まれるものと見なされる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 出願番号  (出願日) | 公開番号 | 登録番号 | 発明等の名称  必須クレーム |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

4.2 上記第3項で(3)の条件を選択した場合

対象となる産業財産権に関する情報は、添付のとおりです。

（注5）任意の書式にて以下の3種類の情報を本声明書に添付して提供すること。

－産業財産権の出願番号（出願日）、公開番号、登録番号、発明等の名称

－影響を与えるRFA標準等の部分

－当該RFA標準等に係る産業財産権の請求の範囲

以 上